

平成 26 年度事務事業の評価 1 (案)

1 し尿処理手数料滞納整理事務 (_____ 委員)

結論	1 次評価「現状のまま継続」は、妥当である。
理由	<p>滞納者の大半は高齢者及び低所得者であり、その中で公的援助受給者も多く、かつ非強制債権であるところから、福祉的見地に立ったきめ細かい対応が求められる事業であり、したがって民間等の事業には馴染まない。</p> <p>加えて、滞納整理事務は、相手方の諸事情に大きく影響を受け、かつ、し尿収集停止も制度上は可能であるが公衆衛生上限界があり、事務処理の改善努力・改善実施が直ちに収納率上昇に結びつくものではないという性格を持つ。そのため、市の適正な管理下に置かれるべきである。</p>
指摘事項	<p>「現状のまま継続」は妥当であるとするも、以下の諸点の改善が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none">1 財源確保ならびに納付者間の公平性確保（行政評価調書 1 の⑦）目的に照らせば、成果指標（行政評価調書 2）の「目標」は、実績伸び率を参考にした数値は意味がなく、「収納率 100%」とすべきである。2 督促状・催促書・し尿収集確認伝票預かり通知書の各用紙の色を変える、また高齢者にも判読できるように文字のポイントを大きくする工夫があつて良い。3 臨戸訪問に関しては、事前情報収集時・臨戸訪問時・事後対応等に、民生委員との連携も検討してはいかがだろうか。

2 農業集落排水施設使用料滞納整理事務（ _____ 委員）

<p>結論</p>	<p>1次評価「現状のまま継続」は妥当である。</p>
<p>理由</p>	<p>農業集落排水施設管理は公衆衛生上・環境保全上必須の事業でありながら、施設利用料は非強制債権であり、制度上もサービス停止が行えない。滞納整理事務は、相手方の諸事情に大きく影響を受け、事務処理の改善努力・改善実施が直ちに収納率上昇という定量的成果に結びつくものではない。</p> <p>以上二点の特性を踏まえると、事務改善の基本的方向性は自ずと示されており、引き続いて市の管理下において、現状の整理事務を淡々を行うことが肝要である。</p>
<p>指摘事項</p>	<p>「現状のまま継続」は妥当であるとするも、以下の諸点の改善が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財源確保ならびに納付者間の公平性確保（行政評価調書1の⑦）目的に照らせば、成果指標（行政評価調書2）の「目標」は、平成27年度90%の収納率達成を基準としたものではなく、年度とは無関係に「収納率100%」とすべきである。 2 滞納理由の精査が必要であり、よりいっそうの、各理由に応じた臨機応変・きめ細やかな対応のための基礎とすべきである。 3 督促状・催告書・再催告書（すでに黄色用紙）の各用紙の色を変える、また高齢者にも判読できるように文字のポイントを大きくする工夫があつて良いのでは。 4 使用料は「定額制」を採用しているが、利用実態調査等を踏まえて、早期に従量制の導入を図る必要がある。使用量による料金体系に対する公平感が収納率向上に好影響を与えるであろう。 5 下水道使用料（強制徴収債権・サービス停止可）とは異なり、農業集落排水施設使用料は非強制債権かつサービス停止不可であるという特質は考慮しつつも、中・長期的には、当該滞納整理事務を民間委託した場合の長所・短所の分析は必要である。

3 市営住宅滞納整理事務（ _____ 委員）

結論	1次評価「見直しの上で継続（手段を改善する）」は妥当である。
理由	入居を希望している市民や適性に家賃を支払っている入居者間との不公平感を大きくする。事業主体と入居者との関係は法の規制を受ける他は、普通の賃貸関係である。滞納者に対して、市の方針を明確にすることが必要である。
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 入金確認の迅速化。・ 住宅の明け渡し請求など、法的措置を視野に入れていく。

4 市税滞納整理事務（ _____ 委員）

<p>結論</p>	<p>近時の取り組みは評価すべき点が多いが、引き続き、手段等で改善の工夫等を進めて、さらに一段高い事務処理を目指していくべきであり、継続評価とする。</p>
<p>理由</p>	<p>全国の県庁所在市や特例市、県内市町村のなかでも徴収率が低位にあったが、ここ数年では、積極的な財産調査、差押え、租税債権機構の活用等で実績を上げてきている。事案検討会の開催など、組織全体として課題を共有化して業務を進める姿勢も評価できる。</p> <p>しかしながら、まだ、抜本的な取り組み自体は緒についた段階であり、全県の模範となるような事務処理の仕方が求められているものとも思われ、見直しを図りながら継続評価とする。</p>
<p>指摘事項</p>	<p>1 滞納整理事務全体の成果を把握したうえでの業務推進 滞納整理事務は、督促から納税相談、財産調査の結果を踏まえて、①分納、②差押え、③滞納処分の執行停止と移行し、結果として、「完納」または「消滅時効等での納税義務消滅による不納欠損」に至る手続きになるが、その対応の①～③に属しない未処理案件（ある程度の関与はなされても①～③に移行しないものは一定の課題があると認識・区分されるべき）のボリュームやこれに至る経緯などを含めて、全体を俯瞰し、課題を見極めることができるような資料を備え、業務推進の目標・評価に資するようしておく必要があると思われる。</p> <p>2 執行停止後の財産調査・停止解除等の検討 執行停止時の財産調査のみでその後の調査をほぼせず3年を迎えて不能欠損扱いしているようにも見受けられるが、その後の調査とそれに基づく停止解除等の必要性について、公平性ととも費用対効果（事務処理経費等）の観点から検討を加えて適切なスタンスを確立していく必要があると思われる。</p> <p>3 重要な判断基準の明確化の必要性・検討 執行停止に関して解除する判断、差押えの判断等については地方税法等の抽象的な基準があるが、実務的な基準を明確にして事務処理の安定化・公平化を継承させていく必要があるのではないかとと思われる（これを公表することの課題も合わせて検討する必要があると思われる）。</p>

4 延滞金についての処理の工夫

延滞金は、催告状発行時点の延滞金額で把握して通知していることから、納税者の納付時期により当該通知金額と異なる場合があります、不公平を起しているおそれがある。これについての改善措置を事務処理経費等の面も踏まえつつ工夫・検討していく必要があるのではないかとと思われる。

5 国民健康保険税滞納整理事務（ 委員）

結論	※市税滞納整理事務と全く同組織、同様の事務処理によっていることから、当該事務と同様の取り扱いをすべき (国民健康保険税滞納整理事務特有の事項は特段にはない)
理由	
指摘事項	